

## 4月27日から5月6日の10連休における 院外処方箋の使用期限について

院外処方箋の使用期限は、厚生労働省の規定により、通常は処方日を含め4日間とされております。

しかし、連休中に営業しない調剤薬局も多数あり、連休直前に発行された処方箋が無効となってしまう恐れがありますので、継続的に使用しているお薬のみ、処方医の判断で下記のように処方箋の使用期限を延長致します。

4月25日（木）から4月30日（火）に発行した処方箋

→ 使用期限 5月8日（水）まで

5月1日（水）に発行した処方箋

→ 使用期限 5月9日（木）まで

尚、茨城県ホームページより茨城県内調剤薬局における10連休中の開局状況を確認することができますのでご確認ください。